

富山高岡広域都市計画地区計画の決定について
(道の駅周辺地区 地区計画)

(射水市決定)

射水市都市計画課

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（射水市決定）

都市計画道の駅周辺地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	道の駅周辺地区 地区計画	
位 置	射水市鏡宮及び作道の各一部	
面 積	約 3. 8 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、市の南北中心軸であり、北陸自動車道小杉 I C に直結する国道 4 7 2 号と広域都市東西連携軸である国道 8 号との結節点に位置し、県内外からの交通利便性に優れている。また、道の駅や文化施設が集積しており、本市の交流・関係人口の拡大を図る交流拠点としている。</p> <p>本地区計画を定めることにより地理的利便性を生かし、交流拠点としての機能強化、魅力向上を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区の地理的利便性を生かし、交流拠点としての土地利用を増進するために観光施設、商業施設、宿泊施設の集積を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>観光施設、商業施設、宿泊施設の集積を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物等の壁面位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p>

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	地区の 区分	地区の 名称	道の駅周辺地区 地区計画
			地区の 面積	約3.8ha
		建築物等の用途 の制限	<p>建築物の用途は近隣商業地域に準じる。 ただし、以下に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 併用住宅 3. 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4. 長屋 5. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 	
		建築物の容積率 の最高限度	20/10	
		建築物の建蔽率 の最高限度	6/10	
		建築物等の壁面 位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離は、1.0m以上とする。	
		建築物等の高さ の最高限度	30m	
		建築物等の形態 又は色彩その他 の意匠の制限	建築物の屋根、外観等の色彩は、刺激的な原色を避け落ち着いたものとする。	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本地区の地理的利便性を生かした交流拠点としての機能強化、魅力向上を目標として、観光施設、商業施設、宿泊施設を主体とした土地利用を誘導するため。